

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県宇陀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生区三本松地内
- 三 測量の期間 平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月十五日まで